

紹介状がない患者さんの 外来受診時定額負担について

2020年4月の診療報酬改定に伴い、200床以上の地域医療支援病院として、以下のとおり、「初診時選定療養費」の改定と「再診時選定療養費」の新設を行います。

種類	対象	金額	
		変更前	変更後
初診時 (選定療養費)	他の医療機関からの診療情報提供書(紹介状)を持たずに、当院を初めて受診される方	1,650円 (税込)	5,500円 (税込)
再診時 (選定療養費)	治療により病状が安定し、当院担当医が他医療機関へ紹介を申し出た後も、当院での診療を希望し、受診された方	なし	受診の都度 2,750円 (税込)

※初診料、再診料とは別に上記をご負担いただきます。

選定療養費について

JR広島病院は2020年3月30日付、地域医療の中核を担う「地域医療支援病院」になりました。当院を受診される際には、「診療情報提供書(紹介状)」をご持参いただくようお願いいたします。

この制度は、外来機能の分化および業務連携のため、日常の診療はクリニック・診療所といった“かかりつけ医”が担当し、専門的な検査や入院などが必要な場合には、かかりつけ医より当院が紹介を受けるといった形で、各医療機関が連携し役割に応じた医療を提供することを目的としています。従って、紹介状をお持ちでない方は選定療養費が必要です。

皆さまのご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

初診時及び再診時の選定療養費の例外事例

- ✚ 救急搬入などの救急患者
- ✚ 当院の他の診療科で継続通院が必要な方
- ✚ 国の公費負担医療制度の受給対象者
- ✚ 自費診療の方
- ✚ 治験、労災、公務災害、交通事故、予防接種の場合
- ✚ 特定の障がい、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象の方
- ✚ その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合

詳しくは、厚生労働省公式HPをご覧くださいませようお願い致します。

2020年4月 改訂